特別相談「若者のトラブル110番」の実施結果について

東京都と23区26市1町は、「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」の一環として、平成27年3月9日(月)及び10日(火)の2日間、特別相談「若者のトラブル110番」を実施しましたので、その結果をお知らせします。

主な相談結果

- 特別相談期間中の相談件数は、全体で130件
 - ・東京都消費生活総合センター 36件
 - ・区市町の消費生活センター 94件

《東京都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要》

- 相談内容では、アダルトサイトなど有料情報サイトの架空・不当請求に関する相談が2割超を占めており、依然として多く見受けられる。
- 「いい儲け話があるから」などと先輩や友人に呼び出され、投資用教材の契約を迫られる事例について、「DVD」を購入させる手口から「USBメモリ」を購入させる手口に変化してきている。
- 賃貸マンション・アパートを退去する際の原状回復費用に関するトラブルについて の相談も引き続き寄せられている。

実施概要

- 実施日 平成27年3月9日(月)・10日(火)の2日間
- 実施団体 東京都消費生活総合センター、都内23区26市1町の消費生活センター
- ※「若者のトラブル110番」は、1月から3月にかけて展開した「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」(関東甲信越ブロック1都9県6政令指定都市及び国民生活センター)の一環として実施しました。

★消費生活のトラブルで困った時は、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう! 東京都消費生活総合センター 相談電話 03-3235-1155

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/

「東京くらしWEB」で検索!

「問合せ先」

東京都消費生活総合センター相談課 電話 03-3235-9294

〇主な相談事例(東京都消費生活総合センター受付分から)

【架空請求】

スマートフォンにショートメールが届き、身に覚えのないアダルトサイトの料金を請求された。 「本日中に連絡しないと法的措置を取る」と書かれているが、具体的な金額や内容の記載はない。 まだ相手に連絡はしていないが、どのように対処したらよいか。 (男性 無職)

★消費者へのアドバイス

- ・ このようなメールに応じてしまうと、電話番号などの個人情報が事業者に伝わってしまい、思わぬ被害に遭うことがあります。事業者には連絡しないようにしましょう。
- ・ 裁判所からの通知を装ったり、「訴訟を提起した」などと連絡してくる事例もあるようです。裁判所 からの呼び出しや支払い督促は、「特別送達」という特別な郵便により行われ、メールで来ることはあ りません。だまされないようにしましょう。

【高額な投資用教材(USBメモリ)の勧誘】

サークルの先輩からカフェに呼び出され、「投資で儲けないか」と言われ、「先物システムの ノウハウが詰まった投資用教材(USBメモリ)」の購入を勧められた。お金がないので断った ところ、「消費者金融で借りればよい。車を購入すると言えば貸してくれる」と言われ、消費者 金融2社から合わせて60万円を借り入れ、その「投資用教材」を購入した。しかし、本当に儲 かるのかどうかわからず、また、友人を勧誘するように言われており、不審なので、解約を希望す る。(男性 学生)

★消費者へのアドバイス

- ・ 「絶対に儲かる投資」はありません。友人や大学の先輩等からの誘いであっても、仕組みがよく わからなかったり、不審な点がある「儲け話」は、きっぱりと断りましょう。
- ・ 誘われた時には「被害者」でも、同じ方法で友人などを勧誘すれば「加害者」です。「マルチまがい 商法」の拡大を防ぐため、負の連鎖を断ち切る勇気をもちましょう。

【賃貸マンションの退去費用】

2年間居住した賃貸マンションを退去することになったが、退去に当たって、契約書に記載されていないエアコンのクリーニング代を請求された。また、家主の立会いのもとで室内の点検をおこなったにもかかわらず、その際に確認した事項以外の修繕費用を請求された。納得できない。(女性 会社員)

★消費者へのアドバイス

- ・ 退去時のトラブルを避けるため、入居時に部屋や設備の傷や汚れなどを不動産業者等の立会いの もとで確認するとともに、写真に撮るなど記録をとっておきましょう。
- ・ 原状回復費用については、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(下記 URL) の考え方が基準になりますので、参考にしてください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html